

質 疑 回 答 書(申請関係)

工事番号 5-相楽-10

工事名 相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎建築工事

回答日 令和5年9月28日

相楽中部消防組合消防本部

番号	質 問 事 項	回 答 事 項
令和5年9月19日回答分		
1	現場説明書2. 1)②に工事着手は造成工事の進捗状況により令和6年3月初旬から可能となると明記がありますが、契約締結の翌日から工事着手までの期間において、現場代理人及び監理技術者の配置につきましては、公告文12(10)に記載のある通り発注者と連絡体制が確保出来れば常駐させる必要はないという解釈でよろしいでしょうか？	現場代理人は当該工事現場に常駐が必要です。また、監理技術者は当該工事現場への専任が必要です。 ただし、現場代理人については、本契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間は、発注者と常時連絡がとれるよう連絡体制が打合せ記録簿等で明確になっていれば、常駐を要しません。 また、監理技術者に求めているのは専任であり、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、必ずしも当該工事現場への常駐を必要とするものではありません（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）。
令和5年9月21日回答分		
2	公告文1(4)工期について、「相楽中部消防組合議会の議決を得た日の翌日から」とありますが、議会の議決予定日をお知らせください。	11月下旬に予定しています。
3	現場説明書6. 5)工事实績情報サービス(コリンズ)に登録することになっておりますが、監理技術者の登録日は工事開始日である議決を得た日の翌日からではなく、工事着手日からと解釈してよろしいでしょうか？	議決を得た日の翌日からです。

令和5年9月25日回答分		
4	<p>閲覧設計図書の内、参考数量書について建築工事・電気設備工事・機械設備工事各々の別紙明細の添付がありますがどの項目に対する別紙明細かご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>参考数量書を更新しましたので、ホームページを確認してください。</p>
令和5年9月28日回答分		
5	<p>公告文5(3)オの代表者の要件オ施工実績について、「公共施設の建築工事について、元請としての施工実績」とありますが、公共施設とは、国、地方公共団体から発注された公営住宅（市営団地）、学校、美術館、病院は該当すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
6	<p>申請関係様式集 05建設工事共同企業体協定書(甲型)の各ページに捨印を捺印する様式になっておりますが、共同企業体協定書は訂正を前提とした書類ではないため、捨印は捺印しておりません。捨印を捺印しない協定書とさせていただきますよろしいでしょうか。</p>	<p>捨印を捺印しない協定書で構いません。</p>